様式第１号（第４条関係）

利　　子　　補　　給　　契　　約　　書

　椎葉村（以下「甲」という。）と　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、椎葉村農業振興資金制度実施要領（平成２３年３月１日定め。）及び椎葉村農業振興資金利子補給金等交付要綱に基づき、乙が行う融資について次のとおり契約する。

　（目的）

第１条　甲は、実施要領に基づく融資につき、椎葉村農業振興資金利子補給金等交付要綱（平成２３年３月１日定め。以下「交付要綱」という。）の定めるところにより乙に対し利子補給金を交付する。

　（利子補給の承認申請及び承認）

第２条 乙の貸付けに関し、甲の行う利子補給は、乙の利子補給承認申請書に基づき、甲が利子補給承認書を交付することによって行うものとする。

　（資金の貸付け）

第３条 乙は、前条の利子補給承諾書の交付を受けたときは、その日から３月以内に貸付けを行わなければならない。ただし、甲の利子補給に係る資金を借り受けようとする者の事情により乙が特に必要と認めたときは、この限りでない。

　（利子補給の変更）

第４条 乙の貸付けの弁済期限等の変更に基づく甲の利子補給の変更は、乙の利子補給変更承認申請書に基づき、甲が利子補給変更承認書を交付することによって行うものとする。

　（貸付等の報告）

第５条　乙は、第３条の規定による貸付けを行ったとき、又は前条の規定により甲の利子補給に係る貸付けの弁済期限等を変更したときは、遅滞なく、その旨を甲に対し報告するものとする。

　（利子補給金の額）

第６条　甲が乙に対して交付する利子補給金の額は、交付要綱第５条に規定する方式により算出した額とする。

　（利子補給金の申請及び交付決定）

第７条 乙は、甲に対し利子補給金を申請するときは、実施要領第２条第１項の各号に規定する資金種類ごとに、毎年１月１日から１２月３１日までの各期間に係る利子補給金について、翌年の１月末までに、利子補給金申請書により行うものとする。

２　甲は、乙から前条の申請書を受理した場合は、審査の上、交付の決定を行うものとし、乙に対し速やかにその決定の内容等を通知するものとする。

　（貸付債権の回収状況報告）

第８条　乙は、甲の利子補給に係る貸付債権の回収状況に関し、第７条に規定する利子補給金申請書に利子補給積数内訳表を添付して、甲に対し報告するものとする。

　（利子補給金の請求及び支払い）

第９条 甲は、交付の決定を受けた乙の提出する利子補給金請求書に基づき、利子補給金を交付するものとする。

２　甲は、乙から前条の請求書を受理したときは、その日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

　（貸付債権の保全）

第１０条　乙は、常に甲の利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなければならない。

　（利子補給金の打切り等）

第１１条　甲は、甲の利子補給に係る資金を借り受けた者がその借入金を目的以外の目的に使用したときは、乙に対する利子補給金を打ち切ることができる。

２　甲は、乙の責に帰すべき事由により乙が交付要綱又はこの契約の条項に違反したときは、乙に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

　（報告の徴収等）

第１２条　乙は、甲の利子補給に係る資金の融通に関し甲が報告を求めた場合又は甲の職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

　（契約内容の変更）

第１３条　この契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度甲乙両者の協議により定めるものとする。

　（協議）

第１４条 この契約の内容に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

　 (契約期間）

第１５条　この契約の期間は、実施要領第２条第１項の各号に規定する資金の利子補給期間とするが、一方からこの契約を終了させる旨の意思表示がない場合には契約を更新したものとみなし延長するものとする。

　この契約の成立を証するため、本通２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

 　　　　年　　月　　日

 甲　宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良1762番地1

 椎葉村長

 乙 住所

 融資機関名

 代表者名